

## 平成24年度 久留米市下水道事業特別会計予算

平成24年度久留米市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,046,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成24年2月28日提出

福岡県久留米市長 榑 原 利 則

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 132,557
	1 分担金	12,697
	2 負担金	119,860
2 使用料及び手数料		4,186,331
	1 使用料	4,185,991
	2 手数料	340
3 国庫支出金		2,107,400
	1 国庫補助金	2,107,400
4 繰入金		1,261,000
	1 一般会計繰入金	1,261,000
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1,111
	1 延滞金・加算金及び過料	1
	2 雑入	1,110
7 市債		3,357,600

款	項	金額
	1 市債	千円 3,357,600
歳入	合計	11,046,000

歳 出

款	項	金 額
1 下水道費		千円 6, 8 5 4, 7 0 9
	1 下水道管理費	1, 5 5 4, 9 5 7
	2 下水道建設費	5, 2 9 9, 7 5 2
2 公債費		4, 1 8 7, 2 6 6
	1 公債費	4, 1 8 7, 2 6 6
3 予備費		4, 0 2 5
	1 予備費	4, 0 2 5
歳 出 合 計		1 1, 0 4 6, 0 0 0

## 第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
財務会計システム等構築業務委託料	平成 2 4 年度 から平成 2 5 年度 まで	9, 2 7 4 千円

### 第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
下 水 道 建 設 事 業	千円 3,019,200	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	4.0 以 内 % (た だ し、利 率 見 直 し 方 式 で 借 り 入 れ る 政 府 資 金 及 び 地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金 に つ い て、 利 率 の 見 直 し を 行 っ た 後 に お い て は、 当 該 見 直 し 後 の 利 率)	政 府 資 金 に つ い て は そ の 融 資 条 件 に よ り、銀 行 そ の 他 の 場 合 に は そ の 債 権 者 と 協 定 す る 事 項 に よ る。  た だ し、市 財 政 の 都 合 に よ り 据 置 期 間 を 短 縮 し、も し く は 繰 上 償 還 又 は 低 利 に 借 換 え す る こ と が で き る。
特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 建 設 事 業	338,400			
計	3,357,600			